

各種控除について

児童扶養手当における控除額は地方税法上の控除額と異なることに注意

| | 控除の種類 | 控除額 | 備考 |
|------|------------|-------|--|
| 扶養親族 | 特定扶養 | 15万円 | 16歳以上23歳未満の者 |
| | 老人扶養 | 10万円 | 70歳以上の者(※1) |
| | 障害者 | 27万円 | 身障手帳3級以下、療育手帳B以下の者等 |
| | 特別障害者 | 40万円 | 身障手帳1・2級、療育手帳Aの者等 |
| 本人 | 障害者 | 27万円 | 身障手帳3級以下、療育手帳B以下の者等 |
| | 特別障害者 | 40万円 | 身障手帳1・2級、療育手帳Aの者等 |
| | 寡婦(夫)※2 | 27万円 | 配偶者と死別又は離婚した後再婚していない者で①あるいは②に該当する者 ①扶養親族か生計をともにしている子供(所得が38万円以下)がある者 ②自分自身の所得が500万円以下の者→寡婦控除は扶養親族が0人の場合でも対象になる(②に該当) |
| | 勤労学生 | 27万円 | 自己の勤労に基づいた所得のある学生で、所得が65万円以下等の条件を満たす者 |
| | 特別寡婦※3 | 35万円 | 寡婦に該当する者のうち、扶養親族である子供がいて、自分自身の所得が500万円以下の者 |
| その他 | 雑損 | 当該控除額 | 火災等の損失分の控除 |
| | 医療費 | 当該控除額 | |
| | 小規模企業共済等掛金 | 当該控除額 | |
| | 配偶者特別 | 当該控除額 | 配偶者の所得により控除額が異なる |

- ※1 配偶者、扶養義務者、孤児等の養育者に老人扶養親族がある場合は1人につき6万円控除。
ただし扶養親族が老人のみの場合は、扶養親族の数から1人引いた人数が対象となる。
- ※2 受給者が母又は父の場合は除く
- ※3 受給者が母の場合は除く